中国地方における和牛の生産構造 (7)

――多頭飼養の発展過程――

坂 本 四 郎

Shiro SAKAMOTO

Business Analysis of Japanese Cattle Raising in Chugoku-district (7)

Ⅱ 畜産の発展と多頭飼養化傾向

戦前におけるわが国の畜産は、主として役畜である牛馬中心であって、耕種従属的な畜産であった。乳牛その他の用畜も大正末期から漸増傾向にあったが、役畜にくらべれば僅少であり、特殊なものを除き一般的には副業的畜産の域をでるものは少なかった。これら耕種従属的畜産や副業的畜産の特徴は零細規模飼養であるということである。

しかるに昭和30年以後におけるわが国経済の高度成長によって、畜産物需要の増大と農業機械化が進展し、畜産に大きい変化をもたらした。用畜の急増傾向と役畜の急減傾向があらわれたのである。そのなかで役肉用牛は肉用牛となっていった。これらの用畜の増大傾向は、飼養戸数の増大から始まり、飼養規模の拡大をともなう増

第1表 主要家畜の飼養頭数,平均飼養規模

		昭和 30年	″ 35年	″ 40年	″ 43年	43年 30年
乳 牛	飼養頭数 飼養農家1	万頭 42 頭	82	129	149	% 354
	門登長家一戸当り頭数	1.7	2.0	3.4	4.4	266
肉用牛	飼養頭数	万頭 264	234	189	167	63
, 37.0	飼養農家1 戸当り頭数	頭 1.2	1.2	1.3	1.6	139
豚	飼養頭数 飼養農家1	万頭 83 頭	192	398	554	671
	戸当り頭数	1.6	2.4	5.7	10.4	670
鶏	飼養羽数	百万羽 46	55	120	91	199
	飼養農家 1 戸当り羽数	羽 10	14	37	42	411

(注)農林省統計表(昭和43年日本経済新聞)から算出した。

大であった。しかしある時期に到達すると、飼養戸数は 漸減しながら、飼養規模拡大によって総飼養頭数を増大 するようになる。その転期は乳牛で昭和39年,豚で昭和 38年,鶏は昭和31年であった。かくして飼養規模の拡大 は急に進行していったのである。昭和30年以降における 主要家畜の飼養頭羽数の増大と、飼養農家1戸当り飼養 頭数の変遷は第1表の通りである。

第1表によると飼養頭数の増大は豚が最大であって,ついで乳牛であり,肉用牛は反対に減少している。飼養農家1戸当り飼養頭羽数の増大は,豚が最大であって,ついで鶏,乳牛であり,肉用牛が最小である。乳牛は最近の13カ年間に1.7頭から4.4頭に増大したが,その間に肉用牛は1.2頭から1.6頭に増大したにすぎない。

このような肉用牛飼養多頭化のおくれは、何に原因しているであろうか。まず肉用牛と豚・鶏とを比べてみよう。肉用牛の飼料は土地生産の自給飼料中心であって、飼養規模拡大に土地制約が大きく、かつ従来は飼養収益性が低く、規模拡大の利益があまり期待できなかった。しかるに豚や鶏の飼料は購入の濃厚飼料中心であって、飼養規模拡大に土地制約がほとんどなく、規模拡大は容易であるとともに、その拡大による利益の増大が大きかったのである。

つぎに肉用牛と乳牛とを比べてみよう。肉用牛も乳牛も土地生産の自給飼料中心の飼養であり、飼養規模拡大に土地制約が大きい。しかし肉用牛は役畜として、耕種従属的、自給的畜産として導入され、最近にやっと用畜化され、商品生産化したにすぎない。旧来の慣行的飼養が多く残存しているのである。他方乳牛は最初から用畜として、収益増大を目的として導入されており、経済的、企業的考え方が強い。その上一般的には肉用牛飼養よりも乳牛飼養が、高い収益性をもっていたのである。このような飼養者の意識のちがいと、飼養の収益性のち

[※] 農業経営学研究室

がいが,多頭化の段階に差異を生ぜしめたものと考えられる.

以上述べたように、肉用牛飼養の多頭化はもっともおくれているが、少数の進歩的、先駆的飼養者は多頭飼養を実現しているのである。ただその数が少ないので一般的には遅れているのである。しかし肉用牛飼養も将来は益々多頭化の傾向をもつであろうと考えられるのである。

Ⅱ 肉用牛多頭飼養数の現況

昭和32年の緊急畜産センサスによると、乳牛と肉用牛の飼養頭数別の経営数はつぎの表の通りである。

第2表 乳牛と肉用牛の飼養規模別戸数割合

	_	_	1頭	2頭	3~ 4頭	5頭 以上	子畜のみ	計
乳牛	全	国	% 54.5	18.1	6.3	1.7	19.4	100.0
肉	全	玉	79.6	4.2	0.6	0.0	15.6	100.0
用	中	国	79.0	8.9	1.4	0.1	10.6	100.0
牛	島	根	83.8	8.4	0.6	0.0	7.2	100.0

(注)農林省統計表の昭和32年センサスより算出した。

肉用牛の多頭飼養は乳牛のそれより少ないことがわかる。5頭以上飼養が乳用牛では1.7%であるが、肉用牛は0.0%にすぎない。また1頭飼養は肉用牛において約80%にあたり、零細飼養の多いことがわかる。しかし全国平均より、中国地方において飼養規模がやや大きくなっている。

島根県における昭和40年調査によると,5頭以上飼養は第3表の通りであり,計164戸であって,昭和32年の12戸に比べて約13倍となっている。

第3表 島根県における肉用牛の多頭飼養数

	5~ 9頭	10~ 19頭	20~ 29頭	30頭 以上	計
繁 肥 複 計	73戸 39 32 144	4 7 1 12	1 3 1 5	. <u>1</u> 2 3	79 49 36 164

(注)島根県昭和40年調査による。

飼養形態別には繁殖が最多で、ついで肥育、複合であるが、10頭以上飼養では肥育が最多となっている。

昭和43年における中国地方4県の肉用牛多頭飼養数調査によると、第4表のようである。県により調査の規模階層が若干ちがうので正確ではないが、5頭以上飼養数は島根県に多く、10頭飼養数は山口県に多い。山口県に多いのは肥育が多いことに関連している。このような多頭飼養数を全肉用牛飼養戸数に対する割合でみたのが第

5表である。5頭以上飼養では島根県の1.3%が最大であり、10頭以上飼養は3県において0.2%である。現在多頭飼養はごく僅かであることがわかる。しかし昭和32年から11年間に急激に増大していることは事実である。

第4表 中国地方4県における多頭飼養数

		5~ 9頭		20~ 29頭	30頭 以上	5頭 以 合計	10頭 以上 合計
鳥取県 (43.2.1)	繁 殖育合計	戸 74 34 18 126	12 12 4 28			86 51 23 160	12 17 5 34
島根県(43.2.1)	繁 殖 肥 育 計	227 * 174 401	^{€2} 35	<u>17</u> 57	5	244 214 458	17 40 57
広島県	(42.7.1)	33	40	8	5	86	53
広島県(43.2.1)	繁肥複 計		4 18 22		- 3 2 11 1 6 3 20		7 13 28 48
山口県(43.2.1)	主に繁殖 主に肥育 計	27 *³116 143	2 ** 471 73	1		31 195 226	4 79 83

(注) 4 県畜産課に照会して調査した結果である。 ※1…5~10頭 ※2…11~19頭 ※3※4…推計(階層 編成替)

島根県についてみれば、5頭以上飼養は前述の通り、昭和32年に12戸、昭和40年に164戸、昭和43年に458戸と躍進したのである。他県においても大同小異であろう。ちなみにこの多頭飼養数のなかには、協業経営や農協の肉用牛センター等もふくまれているが、その数はごく少なく、2%ぐらいで、他は全部個人経営の飼養である。

第5表 中国地方4県の多頭飼養農家率

		5頭以上	10頭以上
鳥島広山	取根島口	0.8% 1.3 0.2 0.7	0.2% 0.2 0.1 0.2

(注) 第4表より計算した。

以上の現況は全国、中国地方、県の統計による多頭飼養数、多頭飼養率であったが、肉用牛飼養の多い地方、 多い町村においては多頭飼養率は高くなるのである。第 6表を参照されたい。

この表によると全国,県の統計による飼養規模別構成率に比べ,著しく多頭飼養が高率となっている,5頭以上飼養率は江府町 6.2%,比和町 6.4% 高野町 2.5%,10頭以上飼養率は江府町 1.8% となっている。

				1頭	2頭	3頭	4頭	5頭	6頭	7~ 9頭	10頭 以上	 計	1戸当 り頭数
実	鳥	取	江府町	86戸	208	282	43	17		12	12	660	3.5頭
数	広	島	比 和 町 高 野 町	119 146	171 160	117 86	44 33	22 7		9 4		482 436	2.4 2.2
構	鳥	取	江府町	13.0%	31.5	42.7	6.5	2.6		1.8	1.8	100.0	_
成率	広	島	比 和 町高 野 町	24.7 33.5	35.5 36.7	24.3 19.7	9.1 7.6	4.5 1.6		1.9 0.9		100.0 100.0	

第6表 肉用牛飼養地帯における飼養規模別戸数

(注) 江府町は同町昭・42調査, 広島県両町は中央畜産会;肉用牛子牛生産の実態と展開の課題(昭42.3)による。

以上のように肉用牛多頭飼養は、全般的にみて少ないが、近年急増しつつあることがわかった。しかし肉用牛飼養の多い町村では、全国、県の多頭飼養率より高い率であることも明かである。それにしてもまだまだ零細飼養が支配的に多いことも事実である。けれども今後多頭飼養は、さらに急速に増大してゆくものと考えられる。

Ⅲ 多頭飼養の成立条件

1. 立地条件

肉用牛飼養の適地が、多頭飼養の成立条件として重要である。適地において有利な経営が成立し易く、規模拡大が容易であるからである。反対に有利な経営が成立し易く、飼養規模拡大が可能なところこそ 適 地 な のである。そのような肉用牛飼養適地は飼養形態により、若干ちがうのである。

子取り飼養(生産または繁殖飼養)は、購入飼料が少なく、販売量も少なく、交通不便なところにも立地しうる。そして多くの草を飼料として利用するが、その草の生産費が低く、かつ豊富に生産できるところは林野の広い、交通不便な山村や農山村である。林野が広ければ放牧を可能にし、省力的な多頭飼養に好条件となる。またこのようなところは、肉用牛飼養と競合する有利な経営部門が少なく、肉用牛飼養の相対的有利性を保ちうる。そのうえ以上のような地方は、一般的に水稲作と林業が存在し、これらの経営部門は肉用牛飼養と補完、補合関係が密であって、土地利用を有利にするのである。このような立地条件のところこそ肉用牛子取り飼養の適地である。このような適地は一般的に地代や労賃の低い、いわゆる後進的地域である。

育成飼養の適地をみると、だいたい子取り飼養と同じ といえる。飼料は草が多いこと、放牧場の存在が望まし いからである。近年役牛が急減し、去勢牛育成が若令肥 育に変わり、育成は雌牛育成が大部分になった。その育 成は素牛の購入、育成した雌成牛の販売の両面におい て、子取り地域か、その周辺が便利で有利である。それ ゆえに育成飼養の立地は、子取り地域またはその周辺が 適地となるのである。

肥育飼養の適地は、従来の肥育が主に壮令肥育であって、素牛の購入、肉牛の販売、多量飼料の購入、一部飼料の自給等のため平地農村で、麦作が多く、大消費地に近い交通便利なところであった。しかし役牛の急減によって、肥育の中心は去勢牛若令肥育に変った。この肥育は購入濃厚飼料の節約のため草の利用が多くなり、肥育技術も容易であり、素牛である子牛は子取り地域に生産されるので、子取り地域またはその周辺が適地となってきた。しかし壮令肥育や理想肥育等は、購入飼料依存で、特殊な肥育技術も要求されるので、従来からの肥育地域が適地として残る。

以上のように飼養形態により、その適地は若干ちがうけれども、肥育の一部を除き大部分の飼養形態は、林野の広い、交通の不便な、地代や労賃の低い、奥地の山村や農山村が適地なのである。将来の肉用牛飼養はこのような地域へ集中化してゆくものと考えられる。

このような肉用牛飼養適地においては、肉用牛飼養が 集中化してゆき、肉用牛の主産地形成とか、生産団地造 成が進行し、種々の肉用牛飼養に便利で有利な施設が整 備されてゆくであろう。そうなればますます肉用牛飼養 の条件はよくなり、多頭飼養化を促進するであろう。

2. 土地面積

肉用牛飼養は自給飼料依存度が大きく、その生産のために広い土地面積を必要とする。土地が狭ければ自給飼料生産が少なく、多頭飼養はできない。肉用牛1頭当り必要土地面積は、飼養規模、農場副産物利用の多少、土地生産力、飼養形態、自給飼料依存度等によってちがう。一定の仮定のもとに、おおよその必要面積をみるとつぎの第7表の通りである。

この表は年間所要草量を、その地目単独でまかなう計算である。肉用牛子取り飼養は、野草地の放牧では 214

a,同採草では 150 a 必要だが、人工草地採草では 25 a,飼料専用畑では10 a 必要である。若し10頭飼養ならこの10倍の面積が必要となる。野草地の草が安い費用で足りるから、野草地中心の飼養で多頭飼養化すには広い面積が必要なのである。人工草地や畑で飼料を生産すれば飼料費は高くつくが、土地面積が狭い場合に多量の飼料を生産するためには、人工草地や畑を利用せざるをえないのである。

上表は各地目の単独利用による机上計算にすぎないが、実際には農場副産物の飼料化、与えられた土地面積の各地目の組合せ利用によって自給飼料を調達しているのである。実際の多頭飼養における、土地面積を示すと第8表の通りである。

第7表 肉用牛飼養1頭当り地目別所要面積

	1頭当 り草所 要 量	野 背 放牧	・ 採草	人工 放牧	草地採草	水田 裏作	飼料専用 畑
10 a 当 り草生 産 量		kg 700	kg 1,000	kg 4,000	kg 6,000	kg 5,000	kg 15,000
	kg	а	a	a	a	a	a
子取り	15,000	214	150	37	25	30	10
育 成		143	100	25	17	20	7
若令肥 育	7,500	107	75	19	13	15	5

(注) 草生産量は中等以上,放牧は利用率を%と推定した。

第8表 多頭飼養経営における経営土地面積

		耕 水 田	畑	地計	人 工草 地	野草地	山林	宅地	合計	飼養百	計土地 積中個 放牧地	合計土地面 積の外の共 同 草 地
11		37 a 83 92 60 71	150 a 26 27 20 57	187 a 109 119 80 128	750 a 23 32 10 205	450 a 143 75 30 189	350 a 427 120 170 299	12 a 6 5 3 7	1,749 a 708 351 293 828		— a — — —	御机(39戸) 人工40ha 野草80 " 内放牧30 " 美用(35戸) 放牧70ha
広東 1 島城 5 ・町 平	□~19頭 5~9頭 下 均	127 91 109	13 60 36	140 151 145	128 50 89	58 77 68	1,167 1,267 1,217	9 6 7	1,502 1,550 1,526	137 221 170	433 817 750	₹1戸共同放 牧利用
		210 101 114 119	40 20 18 22	250 121 133 141	30 124 7 68	210 82 30 79	1,500 1,595 1,420 1,518	30 10 8 12	2,020 1,932 1,597 1,818	202 333 484 337	 550 57 296	{18戸 600 ha 【共同放牧 【1戸共同 【放牧 50 ha

この表によると東城町では1戸当り15ha, 1頭当り1.7ha, 哲西町では1戸当り18ha, 1頭当り3.4ha, 江府町では1戸当り8ha, 1頭当り68a, その外に共同の採草地, 放牧地をもっている。多頭飼養経営はさらに広い土地を利用している。ちなみに水田は稲わらと裏作利用で,畑は飼料作で、山林の一部は放牧地として肉用牛飼養に関係しているのである。

3. 資 本

肉用牛飼養に要する資本額は、1頭当りにして島根県

ではつぎの第9表の通り見積っている。

第9表の1頭当り所要資本額は、子取り飼養で約30万円である。この金額は最近の牛価高と、人工草地造成を考えるとき少額にすぎるようにも思える。それはともかく、多頭化するときはこの金額の増頭倍の資本が必要なわけである。しかし頭数に正比例して多くかかるのでなく、1頭当り資本は増頭するに従い漸減するのである。

しかしこのような多額の資本は,必ずしも自己資本に よらなくともよい.近頃制度金融が発展して,比較的低

第9表 肉用牛飼養1頭当り所要資本額 (単位千円)

			飼養頭数	固	定	資	本	流		資	本	合 計
			與 奴	建物	大農具	肉用牛	計計	飼料費	労働費	その他	計	
子取り飼養	舎放	飼 牧	4頭 9	57 92	18 20	163 152	238 264	27 21	6 5	2 2	35 28	273 292
肥 育	飼飼	養養	10 5	43 68	14 14	101 138	158 220	28 28	3 5	1 2	32 35	190 255

(注)島根県農林部,島根県畜産会;畜産経営指導指標(昭42.7)。千円以下4拾5入した。

利な資金が多く供給されているから、それを利用しても よい。また全部が現金の投下でなく、家族労働等の自給 用役によってもよいわけである。これらに関しては後で もふれるので、ここではこの程度にとどめる。

4. 労働力

肉用牛の多頭飼養には当然多くの労働を必要とする。 多頭化すれば1頭当り労働は漸減するが、全体の労働は 増大するのである。多頭飼養のためどのぐらいの労働が 必要であるかをみると第10表の通りである。

第10表 肉用牛飼養労労時間

	_	\		飼規	養模	1 現	頭況	当 E	り 標
子取飼	り養	舎放	飼牧		4頭 9	40 29	0時間 0	4	220時間 160
肥	育	飼	養		10	18	Ö		110

(注) 第9表に同じ。

第10表によると 1 頭当り 100~200 時間は必要となるのである。子取り飼養10頭では約 2,000 時間が必要となる。この 2,000 時間は毎日 5.5 時間の労働を意味し,1日 8 時間労働として 250 日間の労働にあたる。常時 1 人専従することが必要な労働量に近い。これだけの労働力がなければ多頭化はできないのである。

近年農村労働力の流出が多く、労働力不足である。このような流出は主に農村内に有利な雇用力がないから起るのであって、有利な肉用牛多頭飼養が成立するならば、労働力の流出は少なくなり、経営内に多くの家族労働力を確保することもできるのである。

5. 経営者の経営能力と経営改善意欲

多頭飼養の物的条件がそろっても,経営者の精神的な経営能力や経営改善意欲がともなわなければ,多頭飼養は成立し,存続しえないであろう。ここで経営能力というのは肉用牛飼養に関する飼養技術と経営技術とである。この経営能力が収益を高めるのに不可欠であって,収益が高くないと,その経営の成立も存続も無意味である。そしてこれらの経営能力の必要性は,肉用牛飼養が多頭化すれば多頭化するほど大きくなるのである。

経営改善の意欲がなければ、経営能力がいかに高くて も、多頭飼養も、その高い収益性も実現できないであろ う。経営改善意欲は、広い視野にたった進歩的、合理的 精神と正確な情勢判断から生れ、経営純益を極大にしよ うとする努力の源泉となる。この意欲が実践力のエネル ギーとなり、決意と行動を促し、実現にいたらしめるの である。 一般的に肉用牛飼養地域は,交通の不便な,奥地の山村や農山村が多く,いわゆる後進地方が多いのである。 このような地方では伝統と習慣が強く支配しており,積極的な経営改善意欲は弱い傾向をもつ。しかしそのなかにおいても進歩的な経営者は存在しており,比較的経営規模の大きい階層に,比較的若い経営者層に経営改善意欲は高い傾向をもっているようである。

6. 多頭飼養成立条件の軽重

以上5つの条件をあげた。いづれも多頭飼養成立に不可欠の条件であるが、これら条件には重要性の軽重がある。それは多頭飼養の増大を妨げている条件の強弱を問うならば、条件整備の難易に関連して、重要性の軽重がはっきりするように考えられる。

多頭飼養の増加に最大の障害となっているのは、土地問題であると思われる。土地は自給飼料生産の場であり、多頭化のためには広大な土地が必要となる。土地所有は排他的独占力があり、多頭化しようとしても土地が狭ければ多頭化できない場合が多い。耕地所有は農地解放によって、大所有はなくなったが、山林所有は未解放のまま存続され、少数の大所有への集中と、多数の無所有と零細所有に分化している。国有林もまた大所有の一つである。この多数の零細所有や無所有の農家では、多頭飼養化しようとしても、それは困難な場合が多い。

とはいえ、奥地の山村や農山村には 5 ha, 10 ha 以上の林野を所有している農家はそれほど少なくはない。前掲の第8表をみてもわかる。その上に個人所有の外に慣行の放牧入会地、部落有や町村有等の林野も多く、肉用牛飼養増大のために利用できる土地が存在する場合も多い。また方法を検討すれば、肉用牛飼養に利用できる土地も他に存在するかも知れない。土地面積の狭少は、多頭飼養化に対して最大の阻害条件ではあるが、10頭ぐらいの多頭飼養に必要な土地面積ぐらいをもつ農家は、奥地の山村や農山村には相当数あるのではないだろうか。

多頭飼養化の妨げとなっている条件で、つぎに重要なのは経営者の肉用牛多頭飼養化の意欲の低さであると思われる。自給飼料生産のため広い土地が必要なことは、乳牛においても同様であるが、乳牛の多頭飼養は肉用牛のそれよりは著しく進んでいる。その重要な原因は前述したように経営者の意欲のちがいにあると思われる。意欲が旺盛なれば、困難な条件整備においても、新しい途を拓くことができるのである。自己資本の不足を借入資本で補ったり、足りない労働を従来の労働配分合理化によって捻出したり、低い経営能力も努力と熱心さで高めたり、さらに不足する土地問題さえ新しい解決方法を探しだすことができるかも知れない。

また多頭飼養化の意欲は、個人的に重要であるのみならず、同志が集まって集団的に意欲をもりあげれば、さらに重要な役割を果すことができる。前述のように肉用牛飼養の集中化による主産地形成や生産団地造成にこぎつければ、多頭飼養化の条件整備はさらに容易となる。

以上のように土地面積と経営者の意欲が、最も重要な条件のように考えられる。前述の立地条件の重要性は、 とくにこの土地面積と関連して重要なのである。資本、 労働力、経営能力はそれほど多頭飼養化の制約条件とは なっていないように考えられる。

さらに多頭飼養の成立、存続条件として重要視しなくてはならないのは、多頭飼養の収益性である。多頭飼養によって収益性が高まる見通しがなければ、誰も多頭飼養化の意欲はおこさないだろうし、もし成立しても収益性が低ければ存続しえないのである。その意味で収益性は多頭飼養化の重要な条件である。しかし現在の肉用牛価格は未曽有の高値であって、近い将来に下落のおそれはないように思える。肉用牛子牛価格安定基金制度も発足している。従来になかった肉用牛飼養に有利な価格事情になっているから、肉用牛飼養の収益性も未曽有の高さが保障されているように思える。それゆえに肉用牛飼養の収益性は、多頭化の条件として必要ではあるが、現在の価格事情の下では普通程度の経営能力がある限り、相当の収益性が保障されており、その経営能力さえもさかのぼれば経営改善意欲につながるのである。

Ⅲ 多頭飼養の手段

1. 飼料生産基盤の整備

肉用牛飼養を多頭化するためには、多量の粗飼料を生 産しなければならない。ただし壮令肥育のような購入濃 厚飼料依存の飼養では、粗飼料生産は問題とならない. 多量な粗飼料は野草、牧草、飼料作物、稲わらであれ、 その生産には広い土地が必要である。野草のように生産 力が低ければ広い面積が,人工草地や耕地の飼料作のよ うに高い生産力があれば狭い面積で足りることは前述の 通りである。しかし全体の飼料費を低くすることが必要 なのであって,必要な飼料量を確保するとともに,その 費用をなるべく少なくすることが要求される。一般に野 草はコストが低いといわれるから、土地があるなら広い 面積が必要であるが,野草利用が望ましい。土地が狭く て野草では量が不足するなら、若干費用は高くついて も, 集約的な人工草地や耕地における飼料作が必要とな る。要は与えられた土地条件のもとにおいて、必要な飼 料の量を、なるべく安い費用で生産することが必要なの である。この原則によって, 野草地の放牧と採草, 人工

草地の放牧と採草、水田裏作や畑の飼養作、農場副産物の利用を適当に組合せて、飼料を確保しなければならない。

このことに関連して,特に重要と考えられる事項を列挙しておこう。

- (1) 冬季飼料確保のために人工草地や耕地における飼料生産,その貯蔵のための乾草やエンシレーデの重要性が増加していること。
- (2) 省力飼養のために放牧、とくに輪換放牧が必要であり、ことに子取りや育成飼養に重要であること。
- (3) その放牧は山林利用において開発余地が大きく, 植林地幼令林の利用,混牧林の造成等山の利用が林業 と平行して拡大されねばならないこと.
- (4) 広島県備北地方の大牧場の減少傾向は、多頭飼養 の増大のためにはマイナスであって、大牧場の利用合 理化が再検討されねばならないこと。
- (5) 冬季の敷草を主目的とする夏から秋にかけて行なわれる乾草刈は、草の飼料化と養分の損失防止のために再検討し、改善方法を考えねばならないこと。
- (6) 飼料基盤整備は土地条件に恵まれた経営は,個人的に可能であるけれども,土地狭少の経営では集団的に協同的に力をあわせてやらねば,なかなか成果があがらない場合が多いこと。
- (7) 飼料確保のために水田裏小作が重要な役割を果している経営,稲わらの多量購入に依存している経営の存在すること。

2. 資金の借入

肉用牛多頭飼養のためには、前述の如く多額の資本を必要とする。自己資金の蓄積があって、それで足りる場合はそれでよいが、足りない場合は他から資金を借入れねばならない。借入資本率が過大となると、健実な経営はできないが、自己資金だけによる小規模経営よりも、若干の利子や元本返済の負担はあっても、借入資金の導入による規模拡大が望ましい場合は多いのである。近頃は制度金融が発達して、比較的低利長期の資金が多くなったので、有利な条件の資金を借りて多頭飼養化すべきである。肉用牛飼養に関する島根県における制度金融は第11表の通りである。

このように制度金融は各種のものがあって、肉用牛の 導入、飼養規模拡大に必要な資金を供給している。これ らの外に農業協同組合、農林中央金庫、その他一般金融 機関より資金を供給している場合もある。

資金の供給はこれらの制度資金,その他金融機関から 貸出す外に各種の補助金,助成金があり,外部からの資 金調達の方法として多頭化に貢献しているのである.

Me		-
第	1	₹

島根県における肉用牛関係制度資金

		対 象 事 業 貸	出 限 度 等
農業 林資 漁金	a. 土 地 改 良 資 金 b. 農 地 等 取 得 資 金 c. 未 墾 地 取 得 資 金 d. 畜 産 拡 大 資 金 e. 農業構造改善事業推進資金	牧野の改良 農地,放牧地,採草地取得 草地改良の未墾地取得 牛購入,建物・農機具購入 同 上 個人2007	" "
農業近代化資金	a. 施 設 資資金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	図用午肥月の茶台、飼料購入 家本 始乳 典機目購入	5,000万円以内 80%以内,個人50万円以内,法
農良 業資 改金	農業後継者育成資金	部門経営開始 (家畜,施設,農機具購入) 50万円以	内

(注)島根県;農林業制度金融のしおり等より、

第12表

島根県における肉用牛関係補助金

			対	象	事	業	補	助	率
小力	規模 草地 改	良事業	草地造成 10ha 以上(林野率 75% 以上地域は 5 ha以上)				基準費用の60%		
草質	資源利用 施 設	整備事業	野草地40ha以上 {牧柵, (1団地10ha以上) (牧道等				事業費の45%		
里口	山利 用 肉用牛増	殖育成事業	5戸以上共同利用,20ha 以上牧草導入,施肥,避難舎,サイロ,農機具購入等				事業費の%		
草地更新改良事業			補助金交付をうけた人工草地6年以上を経て 更新する場合5ha以上			更新費 ha 当り 10万円 のうち 8万円			
家	一般家畜導入	県有事業	子牛購入費補助		3⁄2国補助,3⁄2県補助 (農家貸付)				
家畜導入事業	事 業	農協有事業	"		子牛1頭8	子牛1頭8万円,20%づつ国県補助			
入事	繁殖育成セン	県有事業	家畜購入費補助		10万の牛 32国, 32県補助				
業	ター家畜導入	農協有事業	"		子牛8万円	,県補助			

(注) 島根県畜産課の資料より.

このような外部からの資金をうけて,少ない自己資本 で肉用牛を導入し,草地造成を実施し,多頭飼養化を容 易にしているのである.

筆者の肉用牛多頭飼養調査によれば,借入資金(他人 資本),補助金,自己資本(現金支出分)等の投資額は 第15表の通りである。

この表によると他人資本が多く、ついで自己資本、補助金であり、飼養規模により、農業構造改善事業との関係の有無で構成がちがっている。増頭1頭当り約30万円は各町において大差はない。江府町の補助金の多いのは構造改善事業の基幹作目となっているからであり、哲西

町の自己資本の多いのは増頭数が小さいからである。

3. 預託牛,貸与牛の借入

国有,県有,市町村有,県経済連有,単位農協有等の預託牛,貸与牛制度があって,飼養者が牛購入資金をもたなくとも牛飼養ができるのである。その多くは前述の制度資金を利用しているのである。これらの牛は子取り用雌牛に育成するための子牛,育成牛,母牛や,肥育素牛等である。貸与牛は雌子牛で返済したり,現金で返済したりするが,肥育素牛の預託牛は,肉牛販売によって精算するものが多い。いずれにせよ農家は牛購入資金を

第13表 多頭			多頭(に伴	う 投 資	額の構	(単位:円)		
	1	借 制度資金・	入 資	本計	貸与牛	補助金	自己資本	合 計	合計/ /増頭 / 数
鳥取・江府町	20頭以上 10~19頭 5~9頭 5頭未満 平	2,500,000 1,380,000 575,000 612,000 1,362,750	_	4,000,000 1,380,000 575,000 612,000 1,737,750	133,333 40,000 —	1,475,000 707,667 465,000 390,000 799,125	1,150,000 238,000 196,500 148,000 444,375	6,850,000 2,459,000 1,276,500 1,150,000 3,097,500	304,444 307,375 364,714 575,000 319,330
広東島城・町	10~19頭 5~9頭 平 均	1,024,667 1,173,333 1,099,000	· —	1,191,334 1,173,333 1,182,333	26,667 21,000 23,833	194,333 50,000 122,167	710,000 854,333 782,167	2,122,334 2,098,667 2,110,500	255,703 567,207 351,750
岡哲 山西 ・町	5~9頭 5頭未満	139,500 66,667 94,750	950,000 — — 118,750	950,000 139,500 66,667 213,500	50,000 37,500 35,000 38,125	260,250 36,667 143,875	1,182,000 442,500 111,666 410,875	2,182,000 879,750 250,000 806,375	311,714 283,790 250,000 287,991
構成率	江 府 町 町町 町町	% 44.0 52.1 11.8	% 12.1 3.9 14.7	56.1 56.0 26.5	% 3.8 1.1 4.7	25.8 5.8 17.8	% 14.3 37.1 51.0	% 100.0 100.0 100.0	

もたないで多頭化でき、自己資本の節約となる.

このような貸付牛, 預託牛の貸付条件は, おおむね公 正であって飼養者に比較的有利であるが、私的な小作牛 慣行がまだ残存しており,不合理な条件による貸借関係 は飼養者に不利である。一部の地方では最近の牛価高で 増加傾向にあるという情報もあるが、一般的には減少傾 向であり、ことに多頭飼養農家では極く少ない。

4. 自己資本の蓄積

他人資本の導入は利子支払いや、元本償還の負担が経 営を圧迫するので限度がある。 なるべく自己資本を多く することが安全であり、望ましいことである。この意味 で自己資本の蓄積を毎年続けて、多頭化の準備をするこ とが必要である。自己資本の蓄積は毎年の農家経済余剰 をためることであり、ことに現金や準現金の形で蓄積す るのが多頭飼養化へ投資するのに便利である。しかし自 己資本の蓄積は、現金や準現金の形だけでなく、農家経 済余剰を肉用牛飼養関係の固定資本財に集積して蓄積す る方法がある。 具体的にいえば繁殖用雌牛の増頭におい て, 高価な成牛を導入することなく, 安い雌子牛を導入 して育成したり、自家産雌子牛を育成して後継繁殖雌牛 にするごとくである。また肥育において、自家産雄子牛 を去勢して素牛としたり、繁殖用雌牛の廃牛を自家肥育 することも同様の意味をもつ。これは現金支出を節約し て、家族労働や自己資本利子、自作地々代を投下するこ とである。現金投資を自給生産要素用役によって代替し ているのである。これらの家族労働,自己資本利子,自 作地々代の固定資産への投下は、現金や準現金の蓄積と 全く同じ機能を果すものである。

これと同様のことは家族労働力による草地造成, 放牧

施設の設置、畜舎の建設等においてもおこなわれてい る。 自家労働力や自給資材による固定資産の増殖は、 そ れだけ資金の節約となり、自己資本の蓄積となっている のである。 これらの固定資産の増殖による自己資本の蓄 積は、実際にも多くおこなわれている。ことに多頭飼養 化のための繁殖用雌牛の増頭は,多くの場合に雌子牛の 導入から始められており,草地造成や放牧場設置に家族 労働が多く利用されている.

5. 協業経営による多頭飼養化

個人経営よりも協業経営が, 多頭飼養化し易い場合が ある. その協業経営は大部分が部分的協業経営である. 島根県の調査によれば、県下の肉用牛多頭飼養の協業経 営は、昭和40年の5頭以上飼養で5協業、43年には8協 業存在している。この協業経営は経営数において3%, 牛頭数で8%であって少ない。協業経営が多頭化し易い 理由はいうまでもなく、多頭化の制約要因である土地獲 得,資本の調達,労働力の確保,危険の分散等が個人経 営より協業経営において容易だからである。また多頭飼 養が協業経営参加者1人当り飼養頭数では少頭飼養にし かならなくとも、協業経営に集合すれば多頭飼養になり うることにも関係する。

協業経営による飼養規模の拡大によって, 多頭飼養に よる省力技術の導入を可能にし, 生産能率を高め, 費用 を節約し、純利益の増大に役立つならば、協業経営によ る多頭飼養は成功である。しかし協業経営は条件がそろ い,上手に運営しないと,利点よりも弊害が多くあらわ れるようになり、失敗する例の多いことも事実である, 協業経営の弊害のあらわれるのは、協業経営参加者の自 由の束縛,個人の利益に直接結びつかない労働の無責任

や非能率、利益配分に対する不満、意見の不一致等があらわれ易いからである。協業経営の収益性が高ければ、 これらの弊害はでにくいが、収益性が低いとこれら弊害が倍化するのである。協業経営による肉用牛多頭飼養に はあまり期待をかけることはできない。

しかし肉用牛飼養の協業経営化にも, 飼養形態によっ て難易がある。 壮令短期肥育は購入飼料依存が大きく, 資本回転も早く,多頭飼養化も容易であり,協業経営化 も容易である。これに反し子取り飼養は 自 給 飼 料依存 で,飼料生産用土地を広く要し,種付け,分娩,分娩前 後の増飼い, 子牛の別飼い等の集約的管理を必要とし, これら集約的技術の個人差も大きく, その上従来からの 慣行的飼養技術も根強く残存し,協業経営による多頭飼 養を困難にしている。 育成は良質の粗飼料を必要とする が粗放的飼養でよく、また運動の必要から放牧が好まし く,共同放牧場の設置ができれば協業経営による多頭飼 養は比較的容易である。しかし比較的粗飼料を多く要す る若令長期肥育は、壮令短期肥育より協業経営は困難で あるが、子取り飼養よりも容易であろう。理想肥育のよ うな特殊な技術を要する肥育は協業経営がもっとも困難 であろう.

協業経営の多頭飼養ではないが、協業組織による放牧 場の設置、人工草地の造成と管理等は、規模が大きけれ ば大きいほど多頭飼養を便利にすることは勿論である。

V 多頭飼養の農業経営形態と飼養形態

1 3頭飼養と農業経営形態

肉用牛飼養が専門経営として営まれるか、複合経営として営まれるかをみよう。実際にはごく少数しか専門経営は存在しないことは、筆者の多頭飼養調査において、22戸のうち1戸だけが専門経営であったことによっても明かである。近い将来においてもこのことはあまり変らないであろう。その理由は、専門経営では飼養規模が大きくなり、少なくとも25~30頭以上の飼養が必要となり、子取りや育成飼養では人工草地または飼料畑にしても10ha以上の土地と、約1,000万円の投資が必要となるからである。このような土地と資本の調達が容易でないことと、もし調達できてもより有利で安全な利用方法が肉用牛飼養以外にありそうだからである。

それゆえに肉用牛飼養は、多頭飼養であっても、多くの場合は複合経営として、他の経営部門と複合的に営まれるのである。肉用牛飼養が一経営部門として営まれる場合は、その多頭飼養の規模も小さくなり、所要の土地や資本も少なくで足りるから、その成立は容易となる。また複合経営の利点である危険分散、それに土地、資本

財,労働力,副産物等の部門間共同利用による利用高度 化によって収益性は高められる。現実に複合経営が多い のも以上のような理由によるものである。

(7)

このような複合経営の主要経営部門は、中国地方においては肉用牛飼養のほかに、稲作、林業である場合が多く、その他たばこ作、養蚕、椎茸、栗作、こんにゃく作等が結びつく。しかしもっとも重要なのは肉用牛飼養と林業との関係である。土地利用では草地と林地とが競合するけれども、山林下草の利用、林間放牧、植林地幼令林放牧、混牧林等では補合しあう。肉用牛飼養の多頭化は、この広い山の利用開発によってのみ可能であって、山の畜産的利用の向上が必要なのである。そして奥地の山村や農山村の振興は、広い土地利用の立場から稲作、肉用牛飼養、林業を農業経営の収益を高めなければならないのである。ここでは農、畜、林は経営部門であって、今後は農よりも畜と林を拡充、強化しなければならない。

複合経営の一経営部門としての肉用牛飼養の規模は、組合わされている他の経営部門の大きさにもよるが、仮に三経営部門構成で、各部門が同じぐらいの比重をもつとすれば、自立経営となるためには30~40万円の所得をあげる必要があり、子取り飼養では約10頭ぐらいの規模となろう。筆者の多頭飼養調査における経営部門の所得構成率をつぎにかかげておく。ただしこの調査では林業所得が入っていない。

第14表 肉用牛飼養経営の部門構成 (単位:%)

_		農業所 肉用牛	所得部門相 稲 作	構成率	その他の 経営部門 名
鳥取・江府町	20頭以上 10~19頭 5~9頭 5頭未均 平	85 58 35 40 57	15 32 35 60 32	10 30 - 11	たばこ等 {たばこ等 {やさい
広東 島城 ・町	10~19頭 5~9頭 平 均	52 32 42	44 47 45	4 21 13	椎 茸 {carro(・栗 椎 茸
岡哲 山西 ・町	10~16頭 5~9頭 5頭未満 平 均	33 40 42 40	67 50 55 54	10 3 6	栗 たばこ

2. 肉用牛飼養形態

肉用牛の飼養形態は従来子取り(繁殖),育成,肥育, 使役の4形態にわかれ,各形態別に地域が形成されてい たが,近来使役がなくなって3形態となり,地域も子取 り,育成地域と肥育地域にわかれてきた。肥育地域には 肥育飼養の専門飼養形態だけが成立している。子取り, 育成地域では子取り飼養が多いけれども、育成飼養や肥育飼養も入ってくるのである。それでそこには子取り、育成、肥育の各専門飼養とともに、3形態のうち2形態または3形態の複合飼養が成立しているのである。

専門飼養の長所は、立地条件を充分いかし、専門的技術向上に便であって、収益性を高めることができる。複合飼養の長所は、飼養規模の拡大が容易であること。肉用牛流通経路の短縮と中間搾取の排除に役立つことにある。複合飼養の一形態である一貫飼養は、3飼養形態の複合であり、しかも育成と肥育の素牛が自家産である飼養形態であるが、その長所は母牛の子牛を肥育するから、その能力検定が可能となり、母牛陶汰に便であること、肥育素牛の流通による飼主移動に原因する増体の遅れを避けることができること等にある。しかし反面に育成、肥育の素牛選定の重要性を軽視したり、雌子牛の大部分を肥育することは、全理的な経営とはいえないであるう。

かくして肉用牛飼養の支配的な経営形態は、稲作や林 業等と結びついた複合経営であり、その飼養形態は肥育 地域では肥育専門飼養。子取り・育成地域では子取り専 門飼養が支配的に多く、ついで子取り一育成飼養、肥育 飼養、3形態の全部または2形態の複合飼養に分化し ており、分化してゆくであろう。そして複合飼養の3形 態の比重は、現在子取り飼養が最大であるが、子牛・成 牛・肉牛の価格事情が変化すれば3形態の比重も変化す るであろう。いづれの飼養形態にせよ、一経営部門とし て重要な地位を確保するために多頭飼養とすることが要 求されている。

VI 多頭飼養の将来性

肉用牛多頭飼養の現状は、前述のようにまだ僅少である。将来においてもこのように多頭飼養は発展しえないであろうか。国民経済の高度成長とともに、食肉需要はますます増大し、ことに高級肉としての牛肉の需要はより大きく増大することが予想できる。肉用牛の増産が社会的に強く要請されているのである。他方肉用牛飼養の適地である山村や農山村は、いわゆる後進地方であって人口流出の多い過疎地帯であり、過疎対策としてもその地方の産業振興を図らねばならない。その産業振興は、広い林野の未利用資源の開発にまつべく、とくに林業と畜産の振興にまたねばならない。その畜産は肉用牛飼養が適しているのである。人口の流出による労働力の不足と、広い林野の利用のために、放牧による省力的飼養による多頭化を図らねばならない。すべての産業が、すべての農業生産が大規模化してゆくながで、肉用牛飼養だ

けが従来のような零細飼養のままでよいはずがない。肉 用牛飼養の増大を、高級肉供給の増大のため、山村や農 山村の産業振興のために、多頭飼養によって、生産力と 収益性を高めながら進めねばならないのである。また現 実においてもその方向に漸進しているのである。

肉用牛飼養の特性として、多頭飼養は困難だという見解も存在するが、これは以前の役肉用牛飼養が、耕種従属的飼養の零細飼養であった事実に立脚したものにすぎない。役肉用牛は肉用牛になり、用畜として商品生産の対象に変化した。多頭飼養によって企業的に経営せざるをえない運命を背負わされてきたのである。ただ従来の肉用牛飼養の低収益性と、後進的地方の意識の低さが多頭化を妨げ、遅れさせているのである。けれども昭和40年秋から肉用牛価格は高騰し始め、肉用牛飼養の収益性は著しく改善されてきた。そして先駆的な、進歩的な、多頭化条件に恵まれた少数の肉用牛飼養者は、多頭飼養化に意欲をもやし、旧来の慣行的飼養から脱脚して、優秀な多頭飼養を実現しつつあるのである。このような先駆的多頭飼養を見習って、その後に続く多頭飼養が今後も増加してゆくものと考えられる。

もちろんこのような多頭飼養の増大には,農業政策が 農業構造改善事業,融資制度,補助金制度等によって, 多頭飼養化条件整備に援助したことが役立っている。

このように肉用牛飼養の多頭化は,発展の方向であり 現実にも進行しているのであるが、全部の肉用牛飼養が 多頭化するとは考えられない。多頭化意欲の盛んな、多 頭化条件に比較的恵まれた飼養者が、近代的、科学的な 技術をとり入れた多頭飼養が、社会の肉牛生産力の担い 手として,全生産量の約半をしめるようになることが政 策の一応の目標となろう。その目標に向って、なるべく 早期に到達できるようにするためには、肉用牛飼養者の 意識の向上と自覚を促すとともに, 政策によって多頭飼 養の条件整備を促進することが必要である。 融資や補助 金による資本の供給や、飼養技術や経営技術の普及等も 一層強化しなければならない。 またここで附言しておか ねばならないことは、現在多頭化の最大障害となってい ると考えられる土地所有と土地利用の問題である。 林野 所有の偏寄と分散を,利用の面で是正し,肉用牛を多頭 化したい人々に, 広い林野の利用が可能となり, 国土利 用の高度化に役立つような施策が必要なのである。しか し多頭飼養が肉用牛生産力の担い手となるまでには、多 くの年月を必要とするであろう。 そしてその目標を達成 するまではもちろん,達成した暁においてもなお零細飼 養は多く残存するであろう。

参考文献

- 1. Degraff: Beef Production and Distribution,
- 2. 井上楊一郎: 混牧林の経営, 1967。5
- 3. 中島健:和牛生産経営の今後の展望,畜産の研究, 19の9,1965.9
- 4. 上坂章次:和牛子牛生産地の未来像,畜産の研究, 19の4,1965.4
- 1. 拙稿: 肉用牛生産経営の未来像論争に対する私見, 畜産の研究,20の10,1966,10